

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

R6.12

ひとり親家庭の母または父の主体的な能力開発の取り組みを支援するために、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合等に受講料の一部を支給します。

対象者 福生市にお住まいの、20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母または父で、次のすべての要件を満たす方

- ・母子・父子自立支援プログラムの策定その他の支援を受けている方
- ・就業経験や技能等の状況を判断して、当該講座の受講が、適職に就くために必要であると認められる方
- ・過去に母子家庭等自立支援教育訓練給付金を受給していない方

対象講座 対象となる教育訓練給付金講座は次の3つ

- ・雇用保険制度の **一般教育訓練給付金** の指定教育訓練講座
- ・雇用保険制度の **特定一般教育訓練給付金** の指定教育訓練講座
- ・雇用保険制度の **専門実践教育訓練給付金** の指定教育訓練講座

支給額

【雇用保険制度の教育訓練給付金を受給できない方】

一般教育訓練給付金
特定一般教育訓練給付金

修了した対象講座の教育訓練費（入学料・受講料）の60%相当額（1万2千円～20万円）

専門実践教育訓練給付金

対象講座の教育訓練費（入学料・受講料）の60%相当額（1万2千円～修学年数×40万円）
※修了翌日から1年以内に資格を取得し就職等した者
対象講座の教育訓練費（入学料・受講料）の85%相当額（1万2千円～修学年数×60万円）
※修学年数は最大4年

【雇用保険制度の教育訓練給付金を受給できる方】

上記の定める額から雇用保険制度の（一般/特定一般/専門実践）教育訓練給付金の受給額を差し引いた額を支給

事前面談

受給要件について聴取をします。希望職種や職業生活の展望、今までの職業経験、技能や資格があるか等を確認します。事前面談は予約が必要ですのでお問合せください。結果によっては希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

< 面談時持ち物 >

- ・ 養成機関のパンフレット等（概要、スケジュール、学費等が確認できるもの）

申請に必要な書類

- ・ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書
- ・ 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本
- ・ 自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- ・ 教育訓練給付金支給要件回答書（受給資格確認通知書）
- ・ その他必要に応じた書類等

※ 修業開始までに必ず申請してください。

※ 支給を受ける際は、受講修了後等に別途支給申請書等を提出していただきます。

請求に必要な書類

- ・ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給申請書
- ・ 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本
- ・ 自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- ・ 母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定審査結果通知書
（支給申請後に福生市が発送するもの）
- ・ 対象講座を受講していることを証する書類
- ・ 修了証明書
- ・ 指定講座の入学料及び授業料の領収書
- ・ 教育訓練給付金支給・不支給決定通知書（ハローワークでの支給がある場合）
- ・ 資格取得証明書
- ・ 請求書
- ・ その他必要に応じた書類等

※ 一般/特定一般教育訓練給付金は、講座の受講修了から30日以内に請求してください。

専門実践教育訓練給付金は、支給単位期間の末日から30日以内、受講修了後支給額が確定した日から30日以内にそれぞれ請求してください。

注意事項

- ・ ひとり親でなくなった場合、児童扶養手当の所得基準を超えた場合、市外へ転出した場合等、受給要件に該当しなくなった場合は支給できませんのでご了承ください。



まずは事前にご相談ください☆

給付にあたって審査を行います。審査の結果によっては給付ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

福生市子ども家庭部 こども家庭センター課
こども家庭支援係 母子父子自立支援員
電話 042-539-2555（直通）